

運賃の適用方

1. 2等旅客運賃
 - (1) 2等旅客運賃は、旅客が2等の船室に1回乗船する場合適用する。
 - (2) 2等旅客乗船券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。
2. 1等旅客運賃
 - (1) 1等旅客運賃は、旅客が1等の船室に1回乗船する場合適用する。
 - (2) 1等旅客乗船券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。
 - (3) 1等旅客運賃の適用は、次のとおりとする。
一般旅客定期航路事業　くろゆり
3. 貸切運賃
 - (1) 貸切運賃は、該当航路に設定した貸切運賃にて1隻の船を貸し切る場合に適用する。
 - (2) 貸切運賃の場合には、人数による変動はなくその船舶の定員まで乗船できるものとする。
ただし、夜間などの場合には安全に配慮し人数の制限を行うものとする。
 - (3) 貸切運賃の該当航路は、あらかじめ関係官庁に届出したものに限る。
4. 小児旅客運賃
 - (1) 次の旅客には、小児旅客運賃を適用する。
 - ① 小学校に就学している小児
 - ② 大人に同伴されずに、又は団体として乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児
 - ③ 大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児であって大人1名につき1人を超えるもの
 - (2) 1歳未満の小児の運賃及び大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児（団体として乗船するものを除く）の運賃であって大人1名につき1人分は、無料とする。ただし、これらの小児が指定製の座席を別に使用する場合は、小児旅客運賃を適用する。
 - (3) 小児旅客運賃は、大人運賃の半額とし、10円未満の端数は、5円以上は切り上げ、5円未満は切り捨てる。
ただし、旅客不定期航路事業　砕氷帯周遊コースにおいては、大人運賃の4割引とする。
5. 団体旅客運賃
 - (1) 一般団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された15名以上の旅客が乗船する場合に適用する。
 - (2) 学生団体旅客運賃は、旅行目的及び行程を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された15名以上の次に掲げる学校等の学生、生徒等とその付添人で、これらの者が所属する学校等の長から申し込みのあった場合に適用する。
 - ① 学校教育法第1条の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、特別支援学校及び幼稚園（通信教育を含む）
 - ② 上記①以外の国公立の学校
 - ③ 学校教育法第124条及び第134条第1項の私立学校
 - ④ 児童福祉法第39条の保育所

(3) 団体旅客運賃額は、次のとおりとする。ただし、旅客不定期航路事業 砕氷帯周遊コースにおいては、この割引の適用はしない。

- ① 一般団体旅客運賃は、2等旅客運賃及び1等旅客運賃を1割引きしたものと
する。
- ② 学生団体旅客運賃は、2等旅客運賃及び1等旅客運賃を大人（付添人を含む）
については3割引、小児については小児旅客運賃を1割引きしたものと
する。

6. 運賃の割引

運賃の割引は、次の通りとする。ただし、旅客不定期航路事業 砕氷帯周遊コース
においては、この割引の適用はしない。

(1) 学生に対する運賃の割引

- ① 次に掲げる学校の学生及び生徒（小児を除く。）で、次の適用条件に定められ
た要件に適合する場合は2等旅客運賃を2割引とする。

イ 教育法第1条の中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等
専門学校、大学及び特別支援学校（通信教育を含む）

ロ 上記イ以外の国公立の学校

ハ 学校教育法第124条及び第134条第1項の私立学校

- ② 適用条件

本人所属の学校長等から交付を受けた所定の旅客運賃割引証を提出したものに
限る。

(2) 身体障害者に対する運賃の割引

身体障害者及びその介護者に対する運賃の割引は、次に定めるところによる。

- ① 適用方法

身体障害者福祉法第15条第4項の身体障害者手帳の交付を受けている者に適用
し、これを次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。

イ 第1種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

(イ) 視覚障害 1級から3級及び4級の1

(ロ) 聴覚障害 2級及び3級

(ハ) 肢体不自由・上肢 1級、2級の1及び2級の2

・下肢 1級、2級及び3級の1

・体幹 1級から3級

・乳幼児期以前の非進行性の
脳病変による運動機能障害 } ・上肢機能 1級及び2級
・移動機能 1級から3級

(ニ) 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若
しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害

・心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害 1級、3級及び4級

・ぼうこう又は直腸の機能障害 1級及び3級

・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害 1級から4級

(ホ) 前各号の障害の種類を2つ以上有し、その障害の総合の程度が前各号の
等級に準ずるもの

ロ 第2種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

(イ) 視覚障害 4級の2、5級及び6級

(ロ) 聴覚障害又は平衡機能障害 ・聴覚障害 4級及び6級

・平衡機能障害 3級及び5級

(ハ) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害 3級及び4級

(ニ) 肢体不自由・上肢 2級の3、2級の4及び3級から6級

・下肢 3級の2、3級の3及び4級から6級

- ・体幹 5級
 - ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 } ・上肢機能 3級から6級
 - ・移動機能 4級から6級
- (ホ) ぼうこう又は直腸の機能障害 4級
- (注) 上記の障害の種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号による。

② 適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

- イ 身体障害者手帳の呈示をするとともに、身体障害者手帳番号及び氏名を当社において所定の様式に控えたものに限る。
- ロ 介護者については、身体障害者1名について当社において介護能力があると認めた介護者1名（盲ろう者が通訳・介助員を伴っている場合は2名）が、当該身体障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

③ 割引の内容

運賃の割引の内容は次の通りとする。

- イ 身体障害者及び第1種身体障害者の介護者の2等旅客運賃並びに1等旅客運賃については、5割引とする。
- ロ 第1種身体障害者が介護者とともに乗船する場合には、当該身体障害者及びその介護者の1等旅客運賃については5割引とする。
ただし、小児の旅客運賃については、割引を適用しない。

(3) 知的障害者に対する運賃の割引

① 適用方法

昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。

- イ 第1種知的障害者とは、昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」に規定する障害の程度が重度の者をいい、療育手帳の判定欄の記述が「A」のもの
- ロ 第2種知的障害者とは、知的障害者であって上記イ以外の者をいう。（療育手帳の判定欄の記述が「B」のもの）

② 適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

- イ 療育手帳の呈示をするとともに、療育手帳番号及び氏名を当社において所定の様式に控えたものに限る。
- ロ 介護者については、知的障害者1名について当社において介護能力があると認めた介護者1名が、当該知的障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

③ 割引の内容

運賃の割引の内容は次のとおりとする。

- イ 知的障害者及び第1種知的障害者の介護者の2等旅客運賃並びに1等旅客運賃は5割引とする。
- ロ 第1種知的障害者が介護者とともに乗船する場合には、当該知的障害者及びその介護者の1等旅客運賃については5割引とする。
ただし、小児の旅客運賃については、割引を適用しない。

(4) 精神障害者に対する運賃の割引

① 適用方法

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）」第45条第2項に規定する精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1種精神障害者及び第2種精神障害者に分ける。

- イ 第1種精神障害者とは、「精神保健福祉法施行令（昭和25年5月23日政令第155号）」に規定する精神障害者保険福祉手帳に記載されている障害等級が1級及び2級のもの
- ロ 第2種精神障害者とは、精神障害者であって上記イ以外の者をいう。（精神障害者保険福祉手帳に記載されている障害等級が3級のもの）

② 適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

- イ 精神障害者保険福祉手帳の提示をするとともに、精神障害者保険福祉手帳番号及び氏名を当社において所定の様式に控えたものに限る。
- ロ 介護者については、精神障害者1名について当社において介護能力があると認めた介護者1名が、当該精神障害者と同一の乗船区間により旅行する場合に限る。

③ 割引の内容

運賃の割引の内容は次の通りとする。

- イ 精神障害者及び第1種精神障害者の介護者の2等旅客運賃並びに1等旅客運賃については、5割引とする。
- ロ 第1種精神障害者が介護者とともに乗船する場合には、当該精神障害者及びその介護者の1等旅客運賃については5割引とする。
ただし、小児の旅客運賃については、割引を適用しない。

(5) 被救護者に対する運賃の割引

① 適用方法

次に掲げる施設又は団体から救護又は保護を受ける者（以下『被救護者』という）及びその付添人に適用する。

- イ 児童福祉法第12条の4の児童相談所付設の一時保護所並びに同法第41条から第44条までの各施設
- ロ 生活保護法第38条の保護施設
- ハ 社会福祉法第2条の救護施設、施療施設及び宿泊提供施設で前号以外のもの
- ニ 少年院法第3条の少年院及び少年鑑別所法第3条の少年鑑別所
- ホ 更生保護法第29条の保護観察所

② 適用条件

- イ 本人所属の施設又は団体から交付を受けた所定の旅客運賃割引証を提出したものに限り、ただし被救護者が行商等営利を目的として旅行する場合を除く
- ロ 被救護者の付添者については、当該被救護者が老幼者、身体障害者又は逃亡のおそれがある者であり、当社において付添いが必要と認めた場合に限る

③ 割引の内容

2等旅客運賃を5割引とする。

(6) 勤労青少年及び勤労青年学校生に対する運賃の割引

① 適用方法

次に掲げる勤労青少年及び勤労青年学校生に適用する。

- イ 労働基準法の適用を受ける事業所若しくは事務所（以下「事業所」という）に

雇用される者（以下「従業員」という）又は事業所以外の箇所に、家事労働のために雇用される者（以下「家事使用人」という）であって、次の各号に該当するものを言う。

（イ）年令が15歳以上20歳未満の者

（ロ）就職に際して住所を移転した者

ロ 社会教育法の規定により開設した勤労青年学校の学校生

② 適用条件

次に掲げる代表者から交付を受けた所定の旅客運賃割引証を提出したものに限る。

イ 勤労青少年が従業員の場合は、当該事業所の代表者

ロ 勤労青少年が家事使用人の場合は、都道府県労働局（厚生労働省設置法の定めるものをいう）の局長

ハ 勤労青年学校の学校生の場合は、市区町村の教育委員会の代表者

③ 割引の内容

2等旅客運賃を2割引とする。

(7) 割引券等による旅客運賃の割引

当社と事前に契約を締結した旅行会社が発行する割引券及び当社の発行した割引券を使用した場合の旅客運賃の割引率は1割引とする。

(8) 包括旅行契約割引

旅行業を営む者が企画する特定の往復又は回遊旅行の旅客運賃の割引率は、1割引とする。

(9) 期間を限定した割引

当社が特別に期間を限定し適用する割引等については、旅客運賃を1割引きから5割引きの間で定め適用する。ただし、この割引については事前に旅客待合室等に掲示したものに限り、適用期間が経過したものについては割引しない。

(10) 小児運賃の無賃扱い

当社が特別に期間を定めた場合、大人に同伴する小児の運賃（小児旅客運賃の適用となる小児）については無賃扱いとする場合がある。ただし、この場合についても事前に旅客待合室等に掲示したものに限り、無賃の人数については、大人1人に対して小児2人までとする。

(11) 特別協賛等の割引

NPO法人阿寒観光協会まちづくり推進機構や阿寒湖旅館組合等が主催するイベントやキャンペーン等に協賛した事業については、特別な割引運賃を設定して協力するものとする。ただしこの場合にあっても適用期間を設け期間が経過したものについては適用しない。又、割引の範囲についてはイベント等により随時決定するものとする。

(12) 運賃の割引で、2以上割引条件に該当する場合は重複して適用しない。

(13) 割引後の運賃の10円未満の端数は、6円以上は切り上げ、6円未満は切り下げとする。